

(様式4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		千葉県鋸南町					
プ ラ ン の 名 称		鋸南町病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 24年度					
病院 の 現 状	病 院 名	鋸南町国民健康保険鋸南病院					
	所 在 地	千葉県安房郡鋸南町保田 359番地					
	病 床 数	一般病床71床(稼動病床45床)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、小児科、眼科、皮膚泌尿器科、消化器科、神経内科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		当町唯一の病院として町民に入院医療、救急医療等を提供する。また、町の企画する健診事業の実施主体となるとともに、町内の診療所、介護施設等との協力、連携を図り、健康増進に貢献する。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		平成20年度に指定管理者制度(利用料金制)を導入したことにより、収益から企業債元利償還金をはじめとする現金の伴う費用を差し引き不足する額の全額を負担する。					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	79.0	60.8	34.0	33.5	32.3	
	職員給与費比率	103.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	病床利用率	43.6	42.3	42.3	42.3	42.3	
	平均在院日数	28.9	21.9	21.5	21.0	21.0	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	20,892	23,312	24,000	24,000	24,000	単位:円
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	4,562	5,247	5,400	5,500	5,500	単位:円
	職員1人1日当たり診療収入(医師)	219,775	229,562	230,505	231,820	231,820	単位:円
	職員1人1日当たり診療収入(看護部門)	50,026	52,254	52,469	52,768	52,768	単位:円
上記目標数値設定の考え方		平成20年度に指定管理者制度(利用料金制)を導入。 任意項目は、医療提供の内容を反映した患者単価に直接結びつく指標を選択した。					

				団体名 (病院名)	鋸南町 (鋸南町国民健康保険鋸南病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急車による患者数	198人	210人	215人	220人	230人	年間延べ人数
	手術件数	75件	75件	75件	75件	75件	年間延べ件数
	健康相談件数	187件	190件	200件	210件	220件	年間延べ件数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成20年4月1日に指定管理者制度(利用料金制)を導入済				
		事業規模・形態の見直し	特になし				
		経費削減・抑制対策	特になし				
		収入増加・確保対策	特になし				
		その他	特になし				
	各年度の収支計画	別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	87.9%	18年度	79.0%	19年度	43.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	特になし					

団体名
(病院名)

鋸南町
(鋸南町国民健康保険鋸南病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する安房医療圏域には、下記の公立病院が開設されている。 当院 71床〔一般〕、南房総市立富山国保病院(51床〔一般 35床、療養 12床、感染4床〕、鴨川市立国保病院(70床〔一般 52床、療養 18床〕)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年 3月まで	<内容> 指定管理者制度の導入により、平成25年3月までの間は、指定管理者に運営を委ねているので、協定期間終了年度に指定管理者との検討・協議を行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 民間譲渡
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 診療所化		
	点検・評価の時期	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行		
	その他特記事項	<時期> 平成20年4月 1日	<内容> 指定管理者制度導入開始	
		特になし		

(別紙)

団体名
(病院名)鋸南町
(鋸南町国民健康保険鋸南病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	570,811	383,293	5,310	3,150	3,150	3,150	
	(1) 料金収入	544,989	362,189					
	(2) その他	25,822	21,104	5,310	3,150	3,150	3,150	
	うち他会計負担金							
	2. 医業外収益	67,339	57,221	44,445	21,881	19,655	18,049	
	(1) 他会計負担金・補助金	56,878	45,000	40,099	20,881	18,655	17,049	
	(2) 国(県)補助金	1,559	1,544	1,145				
入	(3) その他	8,902	10,677	3,201	1,000	1,000	1,000	
	経常収益(A)	638,150	440,514	49,755	25,031	22,805	21,199	
	支	1. 医業費用 b	656,001	534,454	37,769	33,721	30,294	29,446
		(1) 職員給与費 c	480,112	396,433				
		(2) 材料費	75,012	55,072				
		(3) 経費	70,353	55,112	3,254	3,154	3,154	3,154
		(4) 減価償却費	28,226	25,752	23,567	23,567	20,140	19,292
(5) その他		2,298	2,085	10,948	7,000	7,000	7,000	
2. 医業外費用		27,411	23,509	44,080	39,948	37,872	36,266	
出	(1) 支払利息	19,771	17,717	16,517	14,577	12,501	10,895	
	(2) その他	7,640	5,792	27,563	25,371	25,371	25,371	
	経常費用(B)	683,412	557,963	81,849	73,669	68,166	65,712	
	経常損益(A)-(B) (C)	△45,262	△117,449	△32,094	△48,638	△45,361	△44,513	
	特別損益	1. 特別利益(D)						
		2. 特別損失(E)	493	287	97			
		特別損益(D)-(E) (F)	△493	△287	△97			
純損益(C)+(F)	△45,755	△117,736	△32,191	△48,638	△45,361	△44,513		
累積欠損金(G)	763,235	880,971	913,162	961,800	1,007,161	1,051,674		
不良債務	流動資産(ア)	98,934	105,748	3,748	3,908	3,908	3,908	
	流動負債(イ)	22,624	120,354	1,140	1,150	1,150	1,150	
	うち一時借入金							
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)							
	不良債務(オ)	△76,310	14,606	△2,608	△2,758	△2,758	△2,758	
	差引{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}							
単年度資金不足額(※)	38,005	90,916	△17,214	△150	0	0		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.4	79.0	60.8	34.0	33.5	32.3		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△13.4	3.8	△49.1	△87.6	△87.6	△87.6		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.0	71.7	14.1	9.3	10.4	10.7		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	84.1	103.4						
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)		115,306	100,700	67,434	33,869			
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		30.1	1,896.4	2,140.8	1,075.2			
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		3.8						
病床利用率	79.0	43.6	42.3	42.3	42.3	42.3		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名
(病院名)

鋸南町
(鋸南町国民健康保険鋸南病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債		100,700				
	2. 他会計出資金	33,122	61,862	52,313	83,559	76,895	78,501
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	33,122	162,562	52,313	83,559	76,895	78,501
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	33,122	162,562	52,313	83,559	76,895	78,501	
支 出	1. 建設改良費	1,042					
	2. 企業債償還金	52,605	60,833	52,313	83,559	76,895	78,501
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他		100,884				
	支出計 (B)	53,647	161,717	52,313	83,559	76,895	78,501
差引不足額 (B)-(A) (C)		20,525	△ 845				
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	20,525					
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)		20,525					
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(56,878)	(45,000)	(40,099)	(20,881)	(18,655)	(17,049)
	56,878	45,000	40,099	20,881	18,655	17,049
資本的収支	()	(24,587)	(20,861)	(52,833)	(50,838)	(51,601)
	33,122	61,862	52,313	83,559	76,895	78,501
合計	(56,878)	(69,587)	(60,960)	(73,714)	(69,493)	(68,650)
	90,000	106,862	92,412	104,440	95,550	95,550

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。